

平成 25 年 12 月 2 日

各 位

滋賀県信用組合

業務規程および業務規程細則の一部改正のお知らせ

以下の新規サービスの開始等に伴い、平成 26 年 1 月 1 日より、株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程および業務規程細則の一部が改正となりますので、お知らせいたします。

○ 業務規程および業務規程細則の改正点

① [定例発行方式による残高証明書発行サービスの開始](#)

(業務規程細則第 56 条関連)

② 犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正への対応の明確化

(業務規程第 2 条・第 3 条・第 7 条関連)

③ 支払不能情報照会が可能な利用者範囲の明確化

(業務規程細則第 50 条関連)

○ 新旧対照表

【業務規程】

新	旧
(定義) 第 2 条 この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (第 1 号～第 14 号まで略) <u>十五 取引時確認その他本人確認</u> <u>犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）</u> <u>第 4 条第 6 項に規定する取引時確認および当会社または窓口金融機関に対する請求または届出等につ</u>	(定義) 第 2 条 この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (第 1 号～第 14 号まで略) (新設)

新	旧
<u>いて、当会社または窓口金融機関が定める方法で、請求または届出等をした者が本人であることを確認することをいう。</u> <u>(第 16 号～第 24 号まで略)</u> <u>※第 15 号の新設に伴い号番を改正します</u>	(第 15 号～第 24 号まで略)
(当会社の業務の内容) 第 3 条 当会社は、法令および業務規程等で規定するところにより、電子債権記録業に関し、次に掲げる業務を行う。 一 利用の申込をした者の<u>取引時確認その他</u>本人確認および審査ならびに利用者の管理に関する業務 (同項第 2 号～第 8 号、第 2 項まで略)	(当会社の業務の内容) 第 3 条 当会社は、法令および業務規程等で規定するところにより、電子債権記録業に関し、次に掲げる業務を行う。 一 利用の申込をした者の本人確認および審査ならびに利用者の管理に関する業務 (同項第 2 号～第 8 号、第 2 項まで略)
(業務委託契約) 第 7 条 当会社は、参加金融機関との間の業務委託契約にもとづき、法第 58 条第 1 項に規定する主務大臣の承認を受けて、次に掲げる当会社の業務の一部（以下「参加金融機関業務」という。）を参加金融機関に委託して行う。 一 利用の申込をした者の<u>取引時確認その他</u>本人確認および審査ならびに利用者の管理に関する業務 (第 2 号～第 5 号まで略)	(業務委託契約) 第 7 条 当会社は、参加金融機関との間の業務委託契約にもとづき、法第 58 条第 1 項に規定する主務大臣の承認を受けて、次に掲げる当会社の業務の一部（以下「参加金融機関業務」という。）を参加金融機関に委託して行う。 一 利用の申込をした者の本人確認および審査ならびに利用者の管理に関する業務 (第 2 号～第 5 号まで略)
<u>附 則（平成 26 年 1 月 1 日改正）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第 1 条 この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。</u>	(新設)

【業務規程細則】

新	旧
(利用者登録事項) 第3条 規程第2条第24号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。 (各号略)	(利用者登録事項) 第3条 規程第2条第23号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。 (各号略)
(支払不能情報の照会) 第50条 規程第54条第1項による照会は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、当会社所定の書面および本人確認に必要な資料を提出してしなければならない。 <u>2 規程第54条第1項による照会が、第三者に関するものである場合には、法人税法等の法令により必要があるときに限り、当該照会をすることが出来るものとする。</u> <u>(第3項略)</u> <u>※第2項の新設に伴い号番を改正します</u>	(支払不能情報の照会) 第50条 規程第54条第1項による照会は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、当会社所定の書面および本人確認に必要な資料を提出してしなければならない。 (新設) <u>(第2項略)</u>
(債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等) 第56条 規程第57条第1項に規定する開示の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。 2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でなければならない。 一 通常開示 窓口金融機関が定める方法 二 特例開示 窓口金融機関を通じて書面を当会社に提出する方法 三 残高の開示 <u>次に掲げる方法</u> <u>① 請求日より前の日を基準日として指定する場合 窓口金融機関を通じて、当会社所定の書面を</u>	(債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等) 第56条 規程第57条第1項に規定する開示の請求は、この条に規定するところによりなければならない。 2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でなければならない。 一 通常開示 窓口金融機関が定める方法 二 特例開示 窓口金融機関を通じて書面を当会社に提出する方法 三 残高の開示 <u>窓口金融機関を通じて書面を当会社に提出する方法</u>

新	旧
<u>当会社に提出する方法</u> <u>② 請求日以降の日を基準日として指定する場合 窓口金融機関を通じて、利用者データベースに基準日を登録する方法</u> <u>③ 定期的な基準日を指定する場合 窓口金融機関を通じて、利用者データベースに定期的な基準日を登録する方法</u> (第3項、第4項略) 5 第2項第3号①に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、次に掲げる情報を記載した書面を提出してしなければならない。 (各号略) <u>6 第2項第3号②および③に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供してしなければならない。</u> <u>一 残高の基準日</u> <u>二 残高の開示を請求する利用契約を特定するための情報</u> <u>三 その他窓口金融機関が定める情報</u> <u>(第7項～第8号まで略)</u> <u>※第6項の新設に伴い号番を改正します</u>	(第3項、第4項略) 5 第2項第3号に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、次に掲げる情報を記載した書面を提出してしなければならない。 (各号略) (新設) <u>(第6項～第7項略)</u>
(債権記録に記録されている事項の窓口金融機関に対する開示の特則) 第57条 窓口金融機関は、法第87条第2項の規定により、当会社に対し、自らを窓口金融機関とする利用者が、開示の請求をすることができる前条第7項第1号に定める事項につ	(債権記録に記録されている事項の窓口金融機関に対する開示の特則) 第57条 窓口金融機関は、法第87条第2項の規定により、当会社に対し、自らを窓口金融機関とする利用者が、開示の請求をすることができる前条第6項第1号に定める事項につ

新	旧
いて、開示を請求することができる。 2 当社は、前項の請求を受けた場合には、当該請求をした窓口金融機関に対し、前条第 <u>7</u> 項第 1 号に掲げる事項を開示する。 (第 3 項略)	いて、開示を請求することができる。 2 当社は、前項の請求を受けた場合には、当該請求をした窓口金融機関に対し、前条第 <u>6</u> 項第 1 号に掲げる事項を開示する。 (第 3 項略)
<u>附 則 (平成 26 年 1 月 1 日改正)</u> <u>(施行期日)</u> <u>第 1 条 この細則は、平成 26 年 2 月 24 日から施行する。</u>	(新設)
【別表 1 (第 56 条第 <u>7</u> 項第 1 号②関係)】 (表略) 【別表 2 (第 56 条第 <u>7</u> 項第 3 号関係)】 (表略)	【別表 1 (第 56 条第 <u>6</u> 項第 1 号②関係)】 (表略) 【別表 2 (第 56 条第 <u>6</u> 項第 3 号関係)】 (表略)

- 改正後の業務規程および業務規程細則については、株式会社全銀電子債権ネットワークホームページのトップページに表示されている「業務規程等」から、ご確認いただけます。

以 上

(平成 25 年 12 月 2 日現在)